

平成29年9月22日

このハガキは詐欺です！

《深川警察署からの情報提供です》

9月に入り、深川警察署管内の一般住宅に「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題するハガキが連続して投函されています。

差出人は「法務省法務局 民事訴訟管理センター」となっていますが、そのような機関はありません。架空の機関名です。

このようなハガキが届いた場合は、**完全に無視**してください。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月21日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5962-0342
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

平成29年10月11日

受け子が深川市内に潜伏中！！

《深川警察署からの情報提供です》

10月10日、深川市内に居住の70歳代女性の自宅に「車上ねらいにあつて、携帯電話と会社の書類が盗まれた。上司にも怒られこれからどうしたらいいのだろう」との不審電話がありました。

さらに同日、別の高齢女性宅に「お金を貸して欲しい」との電話があり、本日、実際に受け子が来訪しています。

受け子は現在も深川市内に潜伏している可能性があり、さらに被害が発生する可能性がありますので、不審な電話には十分注意し、不審者を目撃した際はすぐに警察に通報してください。

☆詐欺犯は、親族をよそおつて至急に金品を用意させようとし、必ず元から知っている電話番号に電話をして事実かどうかをしっかりと確認してください。

☆訪問者に応対する際には、不用意に玄関のドアを開けず、出来る限り相手を確認してから応対しましょう。

平成29年10月23日

強引な契約勧誘にご注意を！

妹背牛町内の高齢者宅に、不要な配水管洗浄を迫る業者が次々と訪問しています。

5軒は契約をしてしまい、そのうち4軒は作業も終了し、支払いも済ませてしまっています。さらに1軒では、同時に外階段の洗浄をも契約させられています。

消費者センターで契約書面を確認したところ、事業者名は異なるものの、数ヶ月前にも同様に当該地域を訪れ、同じく強引に配水管洗浄を行おうとした業者と同一の電話番号が書かれていました。

- ☆その後、消費者センターから業者の電話番号に架電したところ、つながることなく、業者からの聴き取りはできませんでした。
- ☆契約書面に不備があったため、4軒からはクーリング・オフのハガキを送付済です。
- ☆何度も当該地域を訪れ、契約を迫っていることから、今後同様の不必要な勧誘が行われると予想されます。必要のないものなら、ハッキリと「NO!」の意思表示をしましょう。
- ☆万が一、契約させられてしまった場合は、消費者センターへご相談を！

平成29年12月13日

特殊詐欺の発生！被害額約200万円！

《深川警察署からの情報提供です》

妹背牛町内の60歳代女性の自宅に「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載のハガキが郵送され、ハガキに記載の電話番号に連絡したところ、インターネット代金及び訴訟取り下げ費用を請求され、それを信じた女性が、コンビニ代行決済にて複数回にわたり現金約200万円を支払う被害にあいました。

このようなハガキは **【完全に詐欺】** ですので、
もしこのようなハガキが届いた場合は

【無視してください！】

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月08日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4334-0811
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

ハガキが届いても、
あわてないで！

絶対に

相手に連絡をしな

いでください！

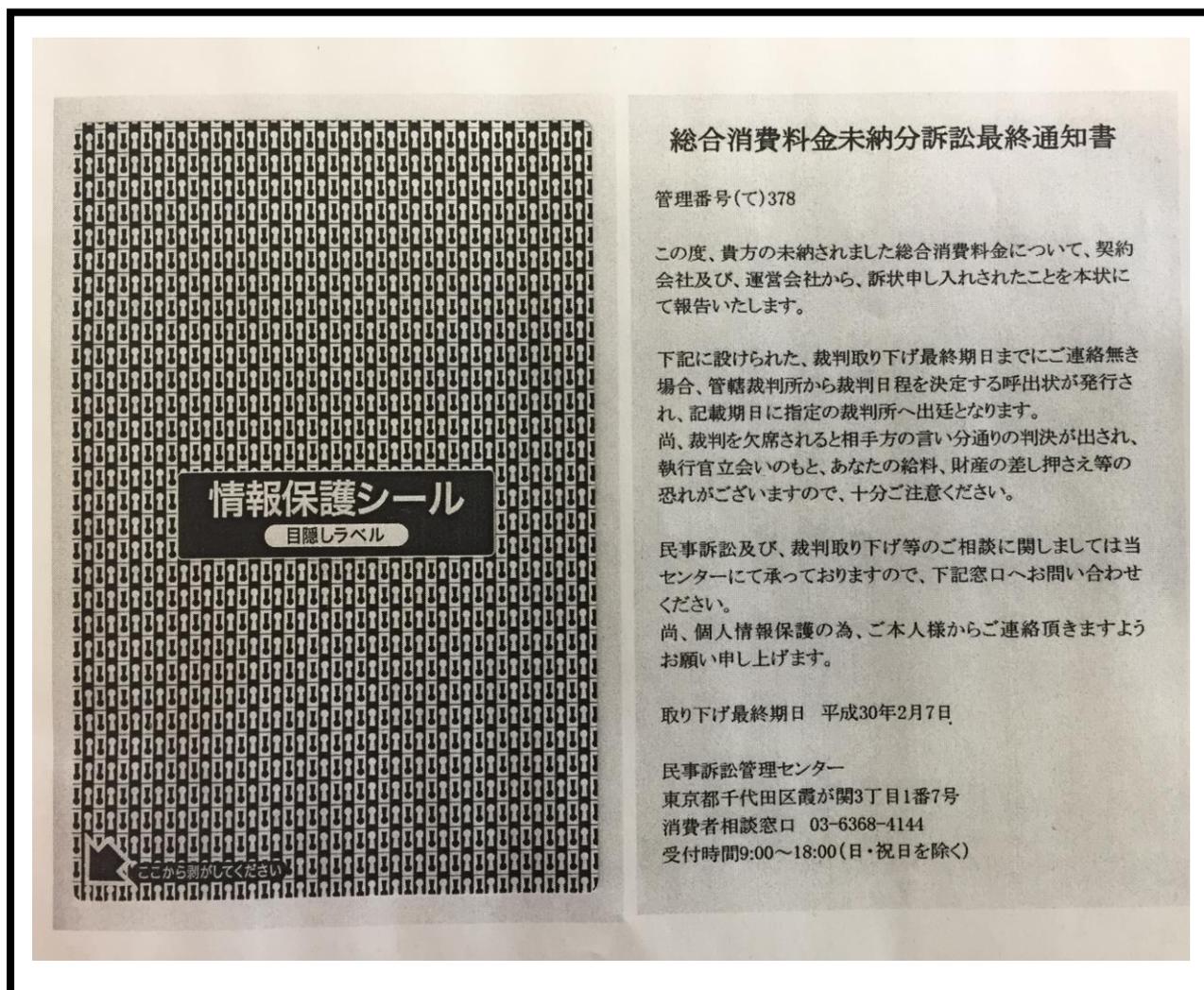
平成30年2月7日

裏にシールが貼られた詐欺ハガキに注意！

《深川警察署からの情報提供です》

道内各地で「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題するハガキが投函されていますが、2月6日（火）に深川市内で裏に「情報保護シール」というシールが貼られた「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが投函されています。

このようなハガキには、絶対に連絡しないでください！！



平成30年6月8日

このハガキ、詐欺です！

《深川警察署からの情報提供です》

5月下旬から、深川市、妹背牛町、北竜町、秩父別町の住宅に「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と称するハガキが連続して届いています。

6月1日、秩父別町の高齢の女性が、ハガキに記載されている連絡先に電話し、郵便局で10万円を振り込もうとして騙されそうになった事案が発生しました。

差出人は「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」となっていますが、そのような公的機関はありません。架空の機関名です！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)315 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年6月1日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5877-8388
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

このようなハガキには
絶対に連絡しないで下さい！

平成30年6月13日

新たな詐欺の封書を確認！だまされないで！

《深川警察署からの情報提供です》

以前より深川市内でも「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題するハガキが横行していますが、新たな文面の封書が確認されました。

「最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられます。」とありますが、この文書こそ、まさに「個人情報悪用する業者の手口」です。「万が一覚えのない場合は早急にご連絡下さい。」と煽っていますが、絶対に連絡してはいけません。

民事訴訟最終通知書

平成30年 (シ) 648 号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方が契約された会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴訟手続きをされた事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜いますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。
又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。



※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられます。
万が一覚えが無い場合は早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祭日を除く)

(代表) 03-6709-0799

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-4-6

全国訴訟相談センター

この封書も詐欺です！
気をつけてください！

平成30年6月21日

強引な買い取りにご注意を！

《深川警察署からの情報提供です》

6月に入り、深川警察署管内の家庭に「服やバッグを買い取りたい」、「古いミシンを買い取ります」などと購入をもちかける電話をして、訪問してくるという事案が発生しています。

中には、「服やバッグを買い取りたい」と言いながら、宝石や貴金属を強引に買い取る業者もいます。

☆訪問販売や訪問購入については、業者側に申込書面や契約書面の交付義務があるほか、書面を受領した日から8日以内は、クーリングオフ（申し込みの撤回、契約の解除）が可能です。

☆強引な業者が訪問して困った場合は、警察に110番通報してください。

☆訪問販売や訪問購入に関する相談は
深川地域消費者センター（0164-26-2210）
へお問い合わせください。

平成30年6月28日

不審電話にご注意を！

《深川警察署からの情報提供です》

6月27日から、深川警察署管内で「050」
から始まる番号の不審電話が多数かかっています。

☆折り返しかけ直すと、
住所や氏名を聞かれたり
特殊詐欺の被害にあう
可能性がありますので、
絶対にかけ直すことは
やめましょう。



☆不審電話に関するご相談は
警察署（110番）
もしくは
深川地域消費者センター（0164-26-2210）
へお問い合わせください。

平成30年9月13日

災害に便乗した 義援金詐欺
・ 悪質商法 にご注意ください！

《実際にあったトラブル》

市職員や公的機関と紛らわしい
機関名をかたって、家を訪問し
募金を求めた。

実在する団体の名称をかたり
災害の寄付金を求めるFAXを
送信して、実在団体とは別の個
人口座に振り込ませようとした。

行政から補助金が
できるとほのめかし
震災後にリフォーム
工事契約をさせた。
(実際にはその
補助金は存在しない)

☆公的な機関・団体は、電話や訪問による寄付の募
集を行いません。

☆補助制度や寄付金の振込は、公的機関や新聞など
で再度確認しましょう。

あやしいと思ったら警察相談電話 #9110番

または

深川地域消費者センター (0164-26-2210)

までお問い合わせください。